

<対策のポイント>

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の監視・早期診断体制を整備します。

<政策目標>

①家畜の伝染性疾病の検査用試薬の製造・配布、②診断・防疫措置・原因究明を目的とした病原体の収集・性状解析、③家畜の伝染性疾病の診断体制強化、④全国の家畜保健衛生所等（168か所）における検査精度を向上〔平成32年度まで〕、⑤野生動物を対象とした家畜の伝染性疾病の調査・監視体制の整備

<事業の内容>

1. 家畜伝染病検査・監視体制整備推進事業〔拡充〕

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布
 □蹄疫、鳥インフルエンザの防疫上重要な疾病の診断体制の整備に資するよう、防疫及び原因究明を行うために必要となる病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。
- ② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化
 □蹄疫について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。

2. 野生動物監視体制整備事業

- 捕獲された野生動物等から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（コネ病、CWD、豚コレラ、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の感染状況を調査します。

3. 家畜疾病診断信頼性向上緊急対策事業〔拡充〕

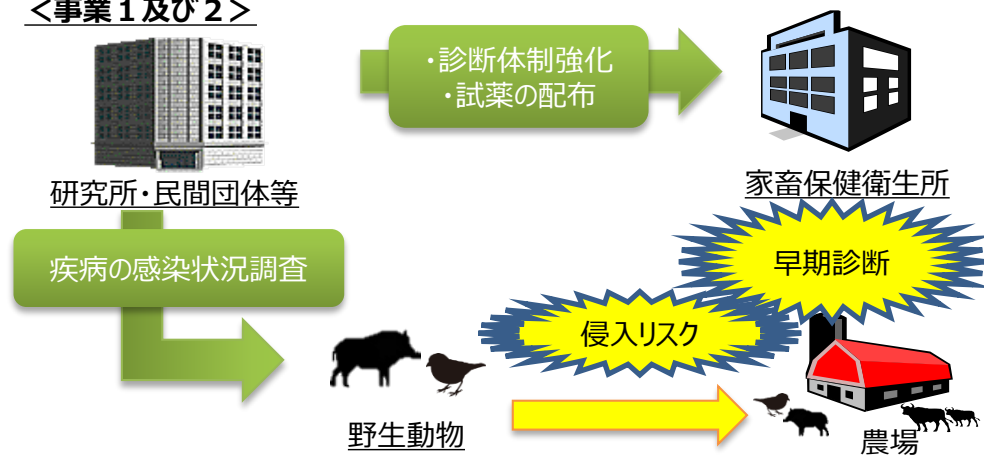
- 全国の家畜保健衛生所等（168か所）に対して外部精度管理調査を実施するとともに、精度管理に関する講習会を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<事業1及び2>



<事業3>

